

# 令和元年度下請取引等実態調査の結果概要

## 調査の目的

建設工事における元請負人と下請負人との間の下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握し、建設業法令違反行為を行っている建設業者に対して指導を実施

## 調査概要

- ◇調査対象：全国の建設業者 14,000業者（大臣許可 1,750業者、知事許可 12,250業者）
- ◇調査方法：郵送による書面調査（令和元年7月10日～令和元年9月13日）
  - ◇調査対象期間：平成30年7月1日～令和元年6月30日における取引
- ◇調査内容：元請・下請間及び発注者・元請間の取引の実態等、消費税の転嫁に関する状況、技能労働者への賃金支払状況等
- ◇回収業者数：11,258業者（回収率80.4%）
- ◇集計対象業者数：11,155業者（回収業者数から既に事業活動を終了した建設業者（103業者）を除いた者）

## 調査結果の概要

### （1）建設業法の遵守状況

○建設工事を下請負人に発注したことがある建設業者（9,645業者）のうち、建設業法に基づく指導を行う必要があると認められた建設業者（不適正回答業者）は、8,777業者であった。一方、建設業法に基づく指導を行う必要がないと認められる建設業者（適正回答業者）は、868業者（適正回答業者率：9.0%（前年度：6.1%、2.9ポイント増加））であった。

○不適正な回答の場合には是正措置の指導対象となる28の調査項目のうち、19の項目において、適正回答率が前年度より増加した。

○このうち、「下請代金の決定方法」（98.3%）、「契約締結時期」（98.0%）、「引渡し申出からの支払期間」（98.2%）などの調査項目については概ね遵守されている状況であった。

○一方、「見積提示内容」（19.5%）、「契約方法」（62.2%）、「契約条項」（48.6%）、「赤伝処理」（72.2%）など、建設業の取引において重要な項目にも関わらず、適正回答率が低い調査項目も見受けられた（別添参照）。特に、「知事・一般」建設業者は適正回答率が低い傾向が顕著であり、中でも「契約方法」においては約6割が不適正となっており、その内18.4%が未だ「メモ又は口頭による契約」を行っている状況であった。

# 令和元年度下請取引等実態調査の結果概要

## 調査結果の概要

### (2) 元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況

元請負人から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は1.3%（前年度：1.2%、0.1ポイント増加）だった。不当なしわ寄せの内容のうち、最も多かったのは、「下請代金の不払い」(15.3%)だった。

### (3) 発注者（施主）による元請負人へのしわ寄せの状況

発注者から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は0.9%（前年度：1.4%、0.5ポイント減少）だった。不当なしわ寄せの内容のうち、最も多かったのは、「発注者側の設計図面不備・不明確、設計積算ミス」(19.8%)だった。

### (4) 法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書）・請負代金内訳書の活用状況

元請負人から下請負人に対し、標準見積書の交付を働きかけている割合は64.8%で前年度より0.9ポイント増加し、下請負人から元請負人に対し、標準見積書を交付している割合は68.9%で前年度より1.2ポイント増加した。また、下請負人から元請負人に対し、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を全ての工事で交付している割合は37.1%だった。

### (5) 技能労働者への賃金支払状況

賃金水準を引き上げた、あるいは引き上げる予定があると回答した建設業者は83.9%（前年度：82.7%、1.2ポイント増加）だった。賃金水準を引き上げた理由として最も多かったのは、「周りの実勢価格が上がっており、引き上げなければ必要な労働者が確保できないため」(51.2%)だった。一方、引き上げない理由としては、「経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れない」(44.5%)が最も多くなった。

## 調査後の措置

建設業法に基づく指導を行う必要があると認められた建設業者に対して指導票を送付し、是正措置を講じるよう指導を行っており、調査結果に基づき、必要に応じて、許可行政庁において立入検査等も実施します。さらに、立入検査の対象として、未回答業者やしわ寄せを行ったとされる元請負人についても選定し、下請取引の実態を確認します。また、講習会の場を設ける等し、建設業法令遵守の周知徹底を今後とも図ってまいります。

別添

## 指導対象調査項目別の適正回答率

|    | 指導対象調査項目            | 適正回答率(%) |        | 増減   |
|----|---------------------|----------|--------|------|
|    |                     | 令和元年度    | 平成30年度 |      |
| 1  | 見積依頼方法              | 81.1     | 83.7   | -2.6 |
| 2  | 下請代金の決定方法           | 98.3     | 98.5   | -0.2 |
| 3  | 見積提示内容              | 19.5     | 19.5   | -0.0 |
| 4  | 見積日数(500万円未満)       | 98.2     | 98.2   | -0.0 |
| 5  | 見積日数(5,000万円未満)     | 72.9     | 73.2   | -0.3 |
| 6  | 見積日数(5,000万円以上)     | 76.3     | 74.4   | 1.9  |
| 7  | 契約方法                | 62.2     | 61.9   | 0.3  |
| 8  | 契約条項                | 48.6     | 46.2   | 2.4  |
| 9  | 契約締結時期              | 98.0     | 97.7   | 0.3  |
| 10 | 安全経費を含めない契約締結の有無    | 98.7     | 99.0   | -0.3 |
| 11 | 追加・変更時の契約締結の有無      | 81.4     | 83.2   | -1.8 |
| 12 | 追加・変更時の見積依頼方法       | 75.2     | 74.1   | 1.1  |
| 13 | 追加・変更時の契約方法         | 81.6     | 82.2   | -0.6 |
| 14 | 追加・変更契約の締結時期        | 75.5     | 73.1   | 2.4  |
| 15 | 引渡し申出からの支払期間        | 98.2     | 97.9   | 0.3  |
| 16 | 注文者から支払を受けてからの支払期間  | 88.6     | 88.5   | 0.1  |
| 17 | 支払手段                | 92.6     | 91.7   | 0.9  |
| 18 | 手形期間                | 94.2     | 93.2   | 1.0  |
| 19 | 手形の現金化等にかかるコスト負担の協議 | 37.2     | 32.6   | 4.6  |
| 20 | 赤伝処理                | 72.2     | 71.8   | 0.4  |
| 21 | 帳簿備付                | 88.5     | 88.2   | 0.3  |
| 22 | 施工体制台帳の整備(公共工事)     | 93.6     | 93.1   | 0.5  |
| 23 | 施工体制台帳の整備(民間工事)     | 88.0     | 87.4   | 0.6  |
| 24 | 施工体制台帳の添付書類(公共工事)   | 63.8     | 62.2   | 1.6  |
| 25 | 施工体制台帳の添付書類(民間工事)   | 49.1     | 47.6   | 1.5  |
| 26 | 施工体系図(公共工事)         | 91.0     | 90.8   | 0.2  |
| 27 | 施工体系図(民間工事)         | 74.1     | 73.8   | 0.3  |
| 28 | 下請負人に対する指導          | 81.6     | 82.4   | -0.8 |